

## 東京都知事選挙の投票用紙の残置について

### 1 概要

令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の投票用紙3枚が、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（杉並区選挙区）の開票所で発見された。

### 2 経過

- 開票作業で使用する分類機にかけるため投票用紙を一時的に入れるプラスチック製透明容器いわゆる「いちごパック」の中から、東京都知事選挙の投票用紙3枚が発見された。
- 東京都議会議員選挙の開票作業前であったため、同選挙の選挙長、選挙立会人に説明し、了承のうえ当該投票用紙を開票所から搬出した。
- この残置票3票は、昨年開票時に「持ち去り票」と処理していた5票のうちの3票と判断した。
- 翌日、本件について、東京都選挙管理委員会に報告し、今後の対応に関して協議を行った。東京都選挙管理委員会の指示は、東京都知事選挙の執行に関しては、選挙の効力に関する申し出期間を過ぎており、各候補者の得票数は確定しているため、得票数を変更しないとのことであった。
- これを踏まえ、杉並区開票区の開票管理者としても、各候補の得票数について変更しないものとした。

### 3 再発防止対策

#### (1) 東京都議会議員選挙開票作業における対応

本件の発生を受け、今回の開票作業から、使用した「いちごパック」を分類終了後に開票台に一つ一つ並べ、選挙長、選挙立会人に空であることを確認いただき、片付けを行った。

#### (2) 今後の対応

今後の選挙に向け、次のような対策を講じ再発防止に努める。

##### ①事務要領の変更

- ア 開票事務要領に今回の事例を記載し、慎重な開票作業の徹底を図る。
- イ 事務従事者の説明会において、変更点を含め、あらためて正確な事務処理の周知徹底を図る。

##### ②作業手順の追加

- ア 分類作業後、使用した「いちごパック」を全て並べ、空であることを選挙長、選挙立会人とともに確認する。
- イ 再度、全体作業終了後に、使用した「いちごパック」や水切りカゴ等用具を複数人で空であることを再確認し、チェックリストに担当者名を記入する。